

web追補②

(令和8年9月・社会保険研究所)

- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」(令和8年8月31日厚生労働省告示第330号)(令和8年9月1日適用)
- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和8年8月31日保医発0831第1号)(令和8年9月1日適用)

により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます。

- 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和8年8月31日保医発0831第1号)(令和8年9月1日適用)

※以前のweb追補で改正のあった部分は青色のアミを附しています。

頁	保険医療材料料	令和8年8月まで	令和8年9月から
236頁	M002 支台築造（１歯につき） １ 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 ロ 小臼歯・前歯	 173点 108点	 157点 98点
245頁	M010 金属歯冠修復（１個につき） １ 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの (2) ４分の３冠 ２ 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ ５分の４冠 ハ 全部金属冠 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ ４分の３冠 ハ ５分の４冠 ニ 全部金属冠 ３ 銀合金 (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ ５分の４冠 ハ 全部金属冠 (2) 小臼歯・前歯・乳歯 イ インレー a 単純なもの	 2,690点 3,361点 691点 1,277点 1,607点 2,023点 470点 935点 1,155点 1,155点 1,448点 51点 89点 116点 142点 32点	 2,543点 3,177点 629点 1,163点 1,463点 1,842点 428点 851点 1,052点 1,052点 1,318点 47点 83点 107点 132点 30点

	b 複雑なもの ロ 4分の3冠（乳歯を除く。） ハ 5分の4冠（乳歯を除く。） ニ 全部金属冠	66点 82点 82点 104点	61点 76点 76点 97点
247頁	M010-3 接着冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 前歯 イ 小臼歯 ロ 大臼歯 2 銀合金 (1) 前歯 イ 小臼歯 ロ 大臼歯	 1,155点 1,155点 1,607点 82点 82点 116点	 1,052点 1,052点 1,463点 76点 76点 107点
247頁	M010-4 根面被覆（1歯につき） 1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 (2) 銀合金 イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯	 691点 470点 51点 32点	 629点 428点 47点 30点
248頁	M011 レジン前装金属冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 2 銀合金を用いた場合	 1,803点 230点	 1,642点 213点
253頁	M017 ポンティック（1歯につき） 1 鋳造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大臼歯 ロ 小臼歯 (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 イ 前歯 ロ 小臼歯 ハ 大臼歯 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 ロ 小臼歯 ハ 大臼歯	 2,328点 1,754点 108点 1,399点 1,754点 2,328点 138点 138点 138点	 2,120点 1,597点 100点 1,274点 1,597点 2,120点 128点 128点 128点

260頁	M020 鑄造鉤（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 3,528点 ロ 犬歯・小白歯 2,870点 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大臼歯 2,870点 ロ 犬歯・小白歯 2,204点 ハ 前歯（切歯） 1,697点 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 1,862点 ロ 犬歯・小白歯 1,456点 (2) 二腕鉤（レストつき） イ 大臼歯 1,278点 ロ 犬歯・小白歯 1,111点 ハ 前歯（切歯） 1,031点		3,337点 2,715点 2,715点 2,085点 1,605点 1,695点 1,326点 1,164点 1,012点 939点
261頁	M021 線鉤（1個につき） 2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 1,650点 (2) 二腕鉤（レストつき） 1,275点		1,561点 1,206点
261頁	M021-2 コンビネーション鉤（1個につき） 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 515点 (2) 犬歯・小白歯 556点 (3) 大臼歯 639点		469点 506点 582点
261頁	M021-3 磁性アタッチメント（1個につき） 2 キーパー付き根面板 （根面板の保険医療材料料（1歯につき）） (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大臼歯 1,277点 ロ 小白歯・前歯 935点 (2) 銀合金 イ 大臼歯 89点 ロ 小白歯・前歯 66点		1,163点 851点 83点 61点
262頁	M023 大連結子（1個につき） 1 鑄造パー (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） 2,984点 (2) （略）		2,718点

- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和８年８月31日
厚生労働省告示第330号）（令和８年９月１日適用）

360頁

VI 歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
品 名	単位	令和８年８月まで	令和８年９月から	
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品）	1 g	16,789円	15,871円	
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品）	1 g	16,954円	16,036円	
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	16,958円	16,040円	
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	16,425円	15,507円	
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	5,746円	5,232円	
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	8,250円	7,770円	
011 歯科鑄造用銀合金 第１種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	327円	296円	
012 歯科鑄造用銀合金 第２種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	414円	383円	
013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	353円	335円	